

令和6年度

定期監査公表書

(一般会計・特別会計・公営企業会計)

南阿蘇村監査委員

吉里 啓文

橋本 功

I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば単にその財務に関する事項ばかりでなく、当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

II 【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果公表】

令和6年度 南阿蘇村定期監査結果公表書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和6年11月28日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文

南阿蘇村監査委員 橋本 功

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間

令和6年11月12日から令和6年11月15日まで（3日間）

審査日	曜日	課名
11月12日	火	議会事務局、企画観光課、水・環境、健康推進課、総務課
11月13日	水	子育て支援課・保育所、農政課、税務課、住民福祉課、建設課
11月15日	金	教育委員会事務局、定住促進課、会計課

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 令和6年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 令和6年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑦ その他

4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・所から令和6年度の中間期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容、進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員の説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上水道事業については、地方公営企業法第40条の2に規定を検証する方法で監査

を行なった。

5 監査の結果

○議会事務局

適正に執行されているものと認められた。

令和6年は、3月、6月、9月の3回の定例会と、2回の臨時会が開催された。

9月定例会では代表監査委員の決算報告に引き続き、一般会計、特別会計及び企業会計の決算の認定について各常任委員会に付託され、所管課長、担当者に詳細な説明を求め慎重審議の結果、令和5年度の決算については全て認定された。

また、6月定例会時議員発議について、南阿蘇村議会会議規則の一部を改正する規則について、電子情報処理組織による通知等を実施できるように改正し、議会関係の通知等を logo チャット及び logo フォームによる実施をはじめた。

また、防災無線で議会開催の周知等を行い、村のホームページに会期日程、一般質問並びに審議結果を掲載している。その他、議会広報「すいげん」や議長交際費や支出状況等も随時ホームページに掲載している。

監査委員活動においては、毎月の例月出納検査において、一般会計、特別会計及び上下水道等の企業会計の通帳及び現金残の確認を行っている。また、本年度は住民監査請求による監査、職員の賠償責任に係る監査を現在行っている。

○企画観光課

令和6年度から、政策企画課と産業観光課が統合し企画観光課がスタートした。適正に執行されているものと認められた。

きらめき地域づくり支援補助金交付機事業では、9月末現在で6団体に交付金合計の2,402,000円が決定している。

令和4年度で台湾の屏東懸東港鎮と国際交流促進覚書を締結し、観光や教育等おける総合交流の促進を進めるところであったが、10月上旬台湾南部に台風が上陸したことにより延期となっている。

旧長陽西部小学校を震災伝承館「轍」として使用してきたが、アスベストを含有していることが判明し、今後は同小学校体育館や立野小学校で展示していくことを検討している。

ふるさと納税については、総務省より昨年10月1日からふるさと納税の運用ルールが厳格化となり、これまで以上の創意工夫が求められる。

今年の寄付金の状況は、117,083千円で昨年同時期の52.5%となって

いる。

阿蘇立野ダムが令和6年3月に完成し、「多目的祈念館」や「スポーツ広場」整備事業など、多目的に活用できる広場づくりが計画されている。阿蘇立野ダム上流部と白川河川空間を活用し、地域振興に繋がる取り組みを村と熊本河川国道事務所と検討し、整備をしていく。

プレミアム付き商品券販売事業では、「きらめき得々商品券」を4月10日から8月30日まで販売し、13,749冊が購入され、村見込みの68%であった。観光PRとしては、令和5年6月から(株)ソラシドエアと契約し、村をPRする特別機を運行している。令和7年3月までを予定している。

上天草市との宿泊相互割引事業を行う。これは、上天草市と南阿蘇村の住民同士の交流を深め、地域の活性化を図る目的で開催される。期間は令和6年11月1日から令和7年2月28日までで、一人最大1泊2,000円の助成がある。

「あそ望の郷くぎの」隣接公園整備事業を実施している。これは県内外から多くの来訪者を受け入れているが、現駐車場が手狭なため隣接する用地に、公園や駐車場の整備するもので、令和2年度からの5か年事業である。ちなみに今年度は、駐車場の造成工事、隣接公園トイレ設置、及び公園トイレの給水管設置工事で、総額9358万2千円となっている。

また、商工関係では、村商工団体等への補助金、中小企業信用保険法（セーフティネット）に規定する認定制度、村中小企業融資金利子補給及び県信用保証協会中小企業支援に関する協定に基づき、その制度の要綱を創設し、産業創出の促進及び活性化を図っている。

○水・環境課

適正に執行されているものと認められた。

環境衛生関係では、狂犬病予防注射については、延べ763頭に実施した。清掃・衛生関係の負担金は、1億7065万円広域行政組合へ支払っている。今年度9月末までで、生ごみ処理機2機、一時保管所設置補助2件を補助している。電源立地交付金事業では、立野地区の農業用排水施設改修工事を平成3年度から順次実施している。事業の取りまとめは水・環境課で行い、事業計画、実施等は事業課（農政課）で行っている。

農業集落排水事業、生活排水事業、簡易水道事業及び上水道事業は、経営の健全化及び財務状況の明確化を図るため、令和6年度以降は地方公営企業法を適用するため、公営企業会計へ移行した。

○健康推進課

適正に執行されているものと認められた。

集団検診については、今年度は9月1日から11日間実施、約1,953名が受診した。その際高血圧予防、メタボリック予防の観点から、548名に特定保健指導を実施した。今後、11月18日から追加検診などを行い、訪問等により個別の保健指導に繋げたい。

本年度より、新型コロナワクチンの定期接種は、65歳以上及び60歳以上で基礎疾患のあるものとなった。現在患者数は減少傾向であるが、今後はインフルエンザの流行が懸念される。

村の課題である、「40代・50代の血糖値が高い者の増加」「糖尿病や高血圧を治療している者のコントロール不良者の増加」への予防活動を強化するため、「健康栄養教室」を6月～8月に3クール開催し、「重症化予防教室」を11月～12月に開催を予定している。

国民健康保険については、ヘルスアップ事業として、生活習慣病重症化予防等に取り組んでいる。今年12月2日以降は、マイナンバーカードを利用した健康保険証を基本とした取り組みに移行するため、被保険者が安心して利用できるよう取り組みを進める。

後期高齢者医療保険については、高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防や重症化予防を目的に保健予防と介護予防に取り組んでもらいたい。

本村は高血圧者が多く、令和2年度から「みなみあそ減塩応援プロジェクト」を立ち上げ、重症高血圧者への訪問を強化している。減塩の推進やスマートミール弁当の開発販売などにより、村民の「塩分接種率」や「高血圧割合」が減少した。

○総務課

適正に執行されているものと認められた。

令和6年度の一般会計予算は9月補正後119億3445万8千円となり昨年度の同じ時期より3億7707万円の減額となっている。

今年度の上半期の主な予算は、立野ダム多目的記念館建設事業3億760万円、立野ダム仮設備ヤード公園整備実施設計業務委託事業3500万円、DX関連事業4943万円、地籍調査事業5726万円、多面的機能支払い事業1億1265万円、中山間地域直接支払事業1億8684万円、用地購入が完了した、あそ望の郷機能拡張事業8700万円、昨年梅雨前線豪雨により被災した橋梁更新・

補修事業1億6480万円、南阿蘇中学校第1体育館トイレ改修及びLED取替事業6726万円が主な事業である。

昨年度まで特別会計であった簡易水道特別会計、農業集落排水特別会計、生活排水処理特別会計が公営企業会計へ今年度から移行した。

令和6年度賦課で新たに非課税となる世帯への給付金、新たに対象となる子供給付金、また定額減税しきれない納税者補足給付金等、低所得者支援等給付金事業として1億5875万円が計上されている。

職員の定員管理については、類似団体職員数に比べ職員数を上回っている。震災の関係で外部からの応援職員がいる状況では難しいと思われるが、財政悪化の要因の一つになっており改善が求められている。今年度も数名の新規採用が予定されており、退職者の再任用制度など中長期的に計画的に定員管理を行っていくべきである。また、人事評価により、昇任・昇格・勤勉手当等への評価結果の活用に向けて、令和6年度から取り入れるようだが、人事評価の公平性や評価者の恣意性を排除するしくみの設定を十分検討する必要がある。

○子育て支援課

適正に執行されているものと認められた。

子どもの健やかな成長は、どの保護者もその思いは同じであり、村としても重要な施策である。こども・乳幼児医療、児童手当、(繰越分) 価格高騰重点支援金(追加分) 子ども加算、住民税均等割りのみ課税世帯に対する低所得者支援金子ども加算、価格高騰重点支援金(追加分) 子ども加算、住民税均等割りのみ課税世帯に対する低所得者支援金子ども加算、すこやか赤ちゃん出産祝い金、すこやか成長祝い金等いろいろな事業が行われている。

また子どもの成長に合わせて、学童保育、わくわくひろば、予防接種、母子保健、子育てヘルパー派遣事業さらには産後ケア事業が行われている。

医療費の助成や、手当の給付、祝い金の支給更には不妊治療・不育治療の助成などの事業があり、少子高齢化の現代には非常に大切な事業を行っていると思える。今後とも当該者に寄り添った事業を進めてもらいたい。

○保育所

適正に執行されているものと認められた。

はくすい・くぎの・ちょうよう各保育園は適正に運営がなされている状況にある。

過去には他の自治体で保育園通園バスの中に、園児が置き去りになり死亡した

事件が発生した。このようなことが起きないように、二重三重の確認をお願いする。

現在の職員数は72名、正規保育士28名、会計年度（保育士・保育補助士）42名で正規職員に比べ非正規職員の人数がかなり多いが一考の余地があるのではないかと。

今後とも子どもの健やかな成長を願っての安全な保育、指導を期待したい。

10月1日現在で、はくすい保育園（111名）、ちょうよう保育園（101名）及びくぎの保育園（79名）合計291名の子どもを預かっている。

施設の老朽化も進んでいるようなので、年次計画を立てて保育に支障のないような取り組みが必要である。

○農政課

適正に執行されているものと認められた。

農業委員会、農政係（新規就農者係・施設園芸対策係・中山間地対策係・畜産係）、有機農業推進係（環境保全型農業係・有機農業推進係・農地係）、林務整備係、農地整備係（農地係・農地等災害復旧係）など、それぞれの係にて災害復旧事業や補助金支援等の各種事業が実施されている。農業が主産業である本村では、農業の活性化が重要な要件である。熊本地震により被災した農地及び農業用施設の災害復旧は概ね完了している。また、中山間地事業の推進、鳥獣害被害防止、農業の新規参入者や後継者の育成、特産物開発、各種生産団体の育成、農用地の整備、耕作放棄地の解消さらには肉用牛の振興など多くの重要な施策が進められている。新たに農業みらい公社を立ち上げ、農地仲介事業、担い手の育成さらには作業受委託を行っている。これらの取り組みにより、後継者や新規就農者等増加傾向にある。ブドウの作付けも増加傾向にあり「あそ望の郷くぎの」でワインの販売を行っている。多部門にわたる補助、支援等で農家経営の安定を目指し、各事業が計画から実行へと実施され安定した農業経営につながることを期待したい。

○税務課

適正に執行されているものと認められた。

各種税の調定と徴収及び還付事務等については、調定簿等適正に整理されている。コロナ過の影響も若干緩和されたのか、収納率は令和6年度は令和5年度より若干増加している。過年度滞納については、訪問ができない中、書面や電話による督促や分納誓約を行い、功を奏したようである。

入湯税については、ワクチンの接種も進み規制も緩和されたことにより、令和

5年度と比較すると若干の増となっている。法人住民税や固定資産税などは前年より増加傾向にあるが、一般会計全体で見ると若干の減少傾向にある。

今後、コロナ過により不安定な雇用情勢や景気の悪化など、厳しい生活環境の状況にあるが、村民から不平が出ないよう業務を進めてもらいたい。

○住民福祉課

適正に執行されているものと認められた。

戸籍、住民票等の登録、発行業務も庁舎窓口はもちろん、外部委託されている白水郵便局、大津郵便局共に問題なく執行されている。また、マイナンバーカードの交付件数は令和6年9月末現在で（累積）8,412枚、交付率83.16%である。ちなみに、熊本県平均の交付率は、83.16%である。ちなみにマイナンバーカードは、成人は10年更新、子どもは5年更新となっている。

福祉係においては、令和6年度から新たに始まった、南阿蘇村第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画及び南阿蘇村第3期地域福祉計画をベースに、障がい者（児）の方への福祉サービス提供に伴う業務対応及び、ひとり親家庭等への支援、虐待、貧困、自殺対策事業、その他地域福祉全般の業務にあたっている。

国の施策である、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業10万円（令和5年度繰り越し事業）また、令和6年度からの新たな事業として、住民税非課税世帯等に対する給付金事業10万円及び・住民税定額減税に伴う調整給付金事業を事務要綱に基づき業務を行っている。しっかりとした、事業の推進を図ってもらいたい。

○建設課

適正に執行されているものと認められた。

道路及び河川の維持管理については、逐次委託などを行い又軽微なものについては職員自ら対応し、工事費の圧縮に努めている。

夏季の除草業務については、24路線を12業者に委託、冬季の除雪業務については、31路線を12業者に委託予定である。また、橋梁については、点検結果を踏まえ、今年度は4橋梁の設計を行っている。河川維持については、今年度は4河川の河川低掘削工事を予定している。

道路の改良及び災害については、道路改良事業は8件（内1件は繰越工事）で、改良工事について、7件中6件は測量設計及び工事を発注しており、残りの工事1件についても年度内竣工を見込んでいる。

災害復旧事業については、今年度は特に被害がなく、令和5年度繰り越し事業の河川4箇所はすべて完了し、単独事業の8件も竣工している。

○教育委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

学校教育部門では、特別支援教育支援員等を配置し、支援が必要な児童・生徒の安全を確保、学習機会の改善のため、小学校9名、中学校3名を配置し、児童・生徒へ個別に支援を行っている。教育支援センターの活用や村費雇用支援員の配置等により支援の必要な児童・生徒への支援や、個別に支援を行う特別支援学級が設置されている。高校受験を控えた南阿蘇中学校の3年生を対象に、村放課後英数教室（村営塾）開設し、村内生徒の学力の向上に努めている。また、校内遊具や施設等の改修及び工事等を行い、学校内の安全管理を行っている。

社会教育係に於いては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、コロナ以前の事業やイベントが開催され、村民の健康に関する行事や人権に関する研修等の多く事業等が開催された。また、郡市民体育祭に153名、県民体育祭に58名の参加があり、郡市民体育祭では、陸上競技の部で南阿蘇村が総合優勝を果たした。

中学校部活動地域移行については、本村でも「南阿蘇村中学校運動部活活動検討委員会」を立ち上げ協議を進めている。

村複合施設 LOOP みなみあそ内に図書室を開設し蔵書数は、約23,411冊で、電子図書の蔵書数は12,504冊である（R6.9.30現在）。また、周辺環境整備として、キリンビバレッジ（株）寄付金を財源に西側芝生広場を公園に整備を進める。

○定住促進課

適正に執行されているものと認められた。

地域おこし協力隊員が村内で、19名の方が地域の活性化のために励まれており、その内3名が当課に在籍している。

人口の減少が続く本村では、他からの移住や定住を進めることは、非常に重要な施策である。

南阿蘇村内への移住希望者の定住促進を目標とした「空き家、空き地バンク事業」「空き家改修等補助金」「賃貸住宅整備促進助成金」さらに「お試し移住体験施設」にあっては、今年14件の利用があった。空き家・空地対策事業や賃貸住宅整備促進などの事業に取り組まれているが、移住希望者ひとりひとりに寄り添った対応をすることで、移住定住希望者の不安解消につながるよう努められたい。

例年のことであるが村営住宅については、老朽化が進んでいるものについては、年次計画を立てて適切に対応願いたい。また、使用料については、特に滞納繰越分の収納率を上げるよう努めていただきたい。

地域伝統次世代継承事業により、昔から受け継がれてきた伝統行事を子や孫などに継承することは非常に重要である。

○会計課

適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種別、金融機関別に区分され、詳細に理解されるよう仕分けされている。会計処理上も適正に管理されている状況にある。

ちなみに、本村の基金残高は、令和6年9月末で、約55億8043万4千円となっている。

む す び

今回の定期監査においては、令和6年度村長より提案され議決された予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等について担当課等よりの説明を受けた。

年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事業の進捗状況を審査した。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的部分が多いので数値的表現は省略する。全体的には、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められて順調に推移していることは総合的に評価できた。予算の歳入、歳出の執行については担当者から課長までしっかり検収し、歳入の早期把握、歳出の節減に努め、慎重な執行をお願いした。

歳入については、自主財源の村税が復調傾向ではあったが、新型コロナウイルス感染症の影響と、それに伴う減免、徴収猶予の特例等により増収は期待出来ない。交付税の減額も想定されており厳しい財政状況が続くと考えられる。また、厳しい財政状況下に於いて予算編成された本年度予算だが、各部門での繰越事業を含む災害復旧、復興事業が順調に進み歳出は減少しているが、各部門においては国、県よりの補助金、地方債の早期受け入れに努力すべきと考える。

定員管理については、類似団体職員数が127名に対して、現在18名超過している。今後再任用職員や定年の延長に伴う職員の増加も考えられるので、しっかりと職員管理を行っていただきたい。

村の財政は厳しい局面に対峙していると考えられる。国、県も難しい問題が存在し、先行き不透明な部分が多い状況である。諸般の動きに配意しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを構築して、今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい村づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。